

(4) その他（報告事項）

ミニバス・ワゴンタクシーの PR 活動について

多摩都市モノレール（株）が主催する「多摩モノまつり 2016」にて、日野市のブースを設け、展示などを用いて公共交通機関の PR を行う予定です。

■日時：平成 28 年 11 月 5 日（土）

10：00～15：00

■場所：多摩モノレール本社運営基地

南多摩交通圏におけるタクシーの特定地域の指定について

南多摩圏のタクシー事業におきましては、平成 21 年より「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき平成 29 年 1 月 29 日まで準特定地域に指定されました。

その後、平成 26 年 1 月同法が改正され、国土交通省よりタクシー事業の現況を基準に照らし合わせた上で運輸審議会に諮問した結果、「当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化、活性化を推進することが特に必要」との答申がなされ、平成 28 年 7 月 1 日付けで特定地域として改めて指定されました。

今後は、関係地方公共団体の長、タクシー事業者等、労働組合等、地域住民、学識経験者を構成員として協議会を設置し「特定地域計画」を定めこれに基づきタクシー事業の適正化、活性化を推進することとなりますが、この「特定地域計画」策定にあたり協議会より日野市に対し意見を求められた際には、本会議に諮り対応していきたいと考えております。